

議案第7号

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日

西脇市長 片山象三

(理由)

国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の減額基準を改正する必要があるため。

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西脇市国民健康保険税条例（平成17年西脇市条例第 107号）の一部を次のように改正する。

第28条第2号中「265,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の西脇市国民健康保険税条例第28条第2号及び第3号の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。